別表第一一号第一注25を次のように改める。

25　24の欄は、次により記載すること。

⑴　23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

⑵　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

別表第一一号第一注26に次のように加える。

⑷　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

別表第一一号第一注27の表１の項及び３の項中「⑰　（注１）（注２）（注３）（注９）」を「⑰　（注１）（注２）（注３）」に改め、同注⑶ア(注1)中「者」の次に「（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）」を加え、同(注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第一一号第一注27⑶イに次のように加える。

（注７）　特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第一一号第一注27⑷の様式中「基幹放送事業者の10分の１を超える議決権」を「地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権」に改め、同⑷(注1)を削り、同⑷(注2)イ中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する」を削り、同⑷中(注2)を(注1)とし、(注3)を(注2)とし、(注4)を(注3)とし、同⑸の様式中「議決権を有する他の基幹放送事業者」を「議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」に改め、同注⑼アイ及びウ中「又はテレビジョン多重放送」を削り、同注⑸アに次のように加える。

（注８）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。

別表第一一号第一注27⑸イ(ア)(注1)中「営業収益」を「売上高」に改め、同表注28⑶中「、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送（衛星基幹放送局に限る。）、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波データ多重放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」及び「又はテレビジョン放送」を削り、同表注30⑶中「又はテレビジョン多重放送」を削り、同⑶ア中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多種放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同アイ中「又は電力束密度」及び「又は等電力束密度線」を削り、同イC中「、等電界強度線及び等電力束密度線」を「及び等電界強度線」に改め、同イC中「、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送」、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」、「100MHz、」及び「又は12GHz」を削り、同アウ中「、等電力束密度線」を削る。

別表第一一号第５注19⑵中イからクまでを削り、ケをイとし、同注⑶イ中「、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」を「又はデータ放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同表注39⑶(注1)中「者」の次に「（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）」を加え、同(注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第一一号第５注40中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、⑸を⑷とする。

別表第一一号の一一第一注４中「、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波データ多重放送」に改め、「又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同表注５⑹中「標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。）を行う基幹放送であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第１の14⑹に規定するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式又は超精密オフセットキャリア方式を使用する場合は、その旨を17の欄に記載すること。」を削り、同表注９⑶ア中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同注⑷ア中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、「又は絶対利得（11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）（dBi）」を削り、同表注13⑴中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同表注19ア中「標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。）、」を削り、同注イ(イ)Aの表中「標準テレビジョン放送」を「地上デジタルテレビジョン放送」に改める。